

# 整骨院・接骨院は健康保険が

## 使える場合

## と使えない場合

があります！



整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受ける際は、健康保険が使える範囲が細かく決められています。柔道整復師にかかる際には、健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが大切です。

## 柔道整復師にかかる時健康保険が「使える」「使えない」チャート

### START

痛みの原因、きっかけはどちらですか？

**1** 転んで打撲、ひねったなどの負傷原因のはっきりした、外傷性が明らかな痛み。

**2** 内科的の病気が原因の痛みや、日常生活で起こる慢性的な痛み、原因不明の痛み。

けがの内容は次のどれですか？

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れなど）

- 骨折
- 不全骨折（ひび）
- 脱臼

応急手当などのやむを得ない場合

はい

いいえ

柔道整復師にかかることについて、医師の同意を得ていますか？

いいえ

はい

健康保険は

**使えません**

- 〈例〉●リウマチや五十肩などの痛み  
●過去に負傷し、治ったところが痛みだした  
●脳疾患後遺症などによる痛みなど

健康保険は

**使えません**

**1 2**の

いずれにも該当しないケースは健康保険の適用ではありません。

- 〈例〉●スポーツが原因の筋肉疲労や筋肉痛  
●日常生活などによる肩こりや筋肉疲労など

健康保険が **使えます**

〈例〉スポーツの試合で足首をひねり、痛む

※骨折や不全骨折、脱臼にかかる施術後に、運動機能の回復を目的に行う運動（いわゆるストレッチングは除く）については、条件により健康保険が使える場合があります。

※健康保険が使えるケースでも、施術が長期にわたるときは、何らかの病気が隠れている可能性もありますので、医師による検査と診療を受けましょう。

ただし、健康保険でかけられるケースでも次の場合は健康保険は使えません

- 医師の治療を受けている負傷箇所の施術 医師の治療と重複して健康保険は使えません。
- 通勤中・工作中的の負傷 労災保険が適用されるため健康保険は使えません。

# 柔道整復師にかかるときのポイント

## 1 痛みや負傷の原因を正確に伝える！

整骨院等を受ける際は、負傷原因をはっきりと伝えて、健康保険の対象になるかどうか（表面の内容を参照）、相談しましょう。なお、交通事故など第三者行為によるけがの場合は、速やかに医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）に連絡することが必要です。



## 2 「療養費支給申請書」は確認してから署名！

療養費支給申請書は、受診者（患者）が柔道整復師に医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）への請求を委任するものです。白紙の申請書にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いや不適切な請求につながるおそれがあります。申請書の署名にあたっては、原則として受診者本人がしっかり内容を確認してから、署名してください。



## 3 領収書と明細書をもらう！

整骨院等の窓口では領収書や明細書をもらい、後日、医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）から送付される医療費通知と照合し、請求金額や内容等に間違いがないか確認をしましょう。

明細書は施術内容を確認するうえで便利ですので、できる限りもらうようにしましょう。なお、領収書は、医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

\* 整骨院・接骨院では、領収書は無料で発行することが義務づけられていますが、明細書は希望者のみに発行され、有料（実費）のところもあります。



## 4 長期にわたる施術は病院を受診！

施術が長期にわたる場合は、内科的な原因も考えられるので、病院・診療所等で医師の診察を必ず受けましょう。



不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向といった施術に関しては、柔道整復師の施術にかかった皆さまに、医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）より施術日や施術内容などについて照会させていただくことがあります。施術記録、領収書や明細書などを保管いただき、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。